

令和8年度宿泊業人材確保事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和8年度宿泊業人材確保事業委託業務に関するプロポーザル方式の審査に関する事項を次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のいずれにも該当する事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度宿泊業人材確保事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 本事業に対する理解 | (20 点) |
| (2) 企画提案の内容 | (55 点) |
| (3) 実施体制 | (10 点) |
| (4) スケジュール | (10 点) |
| (5) 経費見積 | (5 点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催します。

- (1) 日時及び場所
日時：令和8年4月2日（木）又は同月3日（金）（予定）
場所：未定（決まり次第、改めてご案内をいたします）
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間は、1者30分以内とします。
イ 順番は別途お知らせします。
ウ 参加者ごとにプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（20分以内）を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記（3）、（4）にかかわらず、総合得点が6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点	評価の基準
本事業に対する理解	15	提案者の提供しているサービスが、県内宿泊事業者の繁忙期における人手不足解消に効果的なものとなっているか。 【仕様書Ⅱ業務目的 関連】	・宿泊業と親和性の高いサービスとなっているか。
	5	提案者の提供しているサービスが、将来的な関係人口、交流人口の拡大を期待できるものとなっているか。 【仕様書Ⅱ業務目的 関連】	・将来につながるサービスとなっているか。
企画提案の内容	15	説明会の実施時期、内容等が効果的か。 【仕様書Ⅲ業務内容 1（1）関連】	・県内宿泊事業者の繁忙期の人手不足解消に向け、実現可能かつ効果的なスケジュールとなっているか。 ・多くの宿泊事業者が説明会に参画したくなるような内容となっているか。
	15	宿泊事業者に対するサポート体制が十分なものか。 【仕様書Ⅲ業務内容 1（2）関連】	・宿泊事業者の求人情報の発信から求職者の受入までのサポートができる体制となっているか。
	10	訴求力の高いランディングページが期待されるか。 【仕様書Ⅲ業務内容 2（1）関連】	・過去に実施した類似の事例を基に、訴求力の高いランディングページが具体的に提案されているか。
	15	県外の若年層のサービス利用者に対する施策が、関係人口、交流人口の拡大に繋がる内容となっているか。 【仕様書Ⅲ業務内容 2（2）関連】	・本県の魅力を訴求できるような内容となっているか。 ・委託期間内の本県での実際の就労が期待できるか。 ・就労後には、他のサービス利用者にも本県の魅力を訴求できるような内容となっているか。
実施体制	10	実施体制が具体的かつ事業実施に十分な内容か。	・委託者との十分な意思疎通ができる体制となっているか。
スケジュール	10	実施可能なスケジュールか。	・余裕を持って取り組めるスケジュールであり、具体的な業務内容が記載されているか。
経費見積	5	適正な見積か。	・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか。 ・提案された業務規模に対して、妥当な金額となっているか。